

様式第7号(第19条関係)

年 月 日

黒 潮 町 長 様

住所

氏名



水 道 使 用 異 動 届

次のとおり、水道使用の異動について、届け出ます。

記

届 出 事 項	1 量水器再設置により使用開始 (旧水栓番号等：) 2 既設量水器により使用開始 3 使用休止 4 使用廃止 5 量水器撤去 6 その他()	
給水装置の 設 置 場 所		
給水装置の 水 栓 番 号		
所有者氏名	電話 _____	
所有者住所		
使用者氏名	電話 _____	
使用者住所		
(開始 休止 廃止)年月日	年 月 日	
料金(納付 精算)方法	集金 個人送付 口座振替	

処理欄

--

水道使用休止時・廃止時の確認事項

使用休止の場合

- メーター器はそのままで、止水栓を締めます。メーター器の使用料と検針料として、毎月 110 円～（管の大きさにより増減の可能性あり）納付いただきます。
- 止水栓については操作が容易であり、止水栓を開け水道を使用することが可能なため、外に蛇口などがある場合、許可なく止水栓を開けられ、水道を使用される場合も想定されます。そうした場合、使用した水量により使用料を納付いただくこととなります。
- また、止水栓を開けられた後、漏水などにより使用水量が出た場合も使用料を納付いただくこととなります。
- お客様自身で止水栓を開け、水道を使用した場合でも、水道料を納付いただくこととなります。
- メーター器より宅内側は今後もお客様自身で管理してください。

使用廃止の場合

- メーター器を取り除きますので、今後水道を使用したい場合は再接続の手続きが必要となります。その場合、再接続手数料として 5,000 円（増減の可能性あり）が必要となります。（家を建て直す場合や、売買により持ち主が変わる場合など、個々の事案により新規加入となる場合もあります）

以上を確認し 使用休止 ・ 使用廃止 の届け出を行います。

確認者署名 _____